

地域再生計画の変更の認定申請書（新旧対照表）

兵庫県・赤穂市・たつの市（西播磨なぎさ回廊計画「津の交流復興・賑わいづくり」）

新	旧
<b>地 域 再 生 計 画</b>	<b>地 域 再 生 計 画</b>
<p><b>1 . 地域再生計画の名称</b></p> <p>西播磨なぎさ回廊計画「津の交流復興・賑わいづくり」</p> <p><b>2 . 地域再生計画の作成主体の名称</b></p> <p>兵庫県 赤穂市 たつの市</p> <p><b>3 . 地域再生計画の区域</b></p> <p>相生市、赤穂市及びたつの市の区域の一部（相生港、赤穂港、坂越港、福浦漁港、坂越漁港及び岩見漁港）</p> <p><b>4 . 地域再生計画の目標</b></p> <p>西播磨地域は、兵庫県西部に位置し、4市4町で構成され、南は瀬戸内海、西は岡山・鳥取両県、東は中播磨地域に隣接し、県全体の約1/5を占める広大な地域で</p>	<p><b>1 . 地域再生計画の名称</b></p> <p>西播磨なぎさ回廊計画「津の交流復興・賑わいづくり」</p> <p><b>2 . 地域再生計画の作成主体の名称</b></p> <p>兵庫県 兵庫県赤穂市 兵庫県たつの市</p> <p><b>3 . 地域再生計画の区域</b></p> <p>相生市、赤穂市及びたつの市の区域の一部（相生港、赤穂港、坂越港、福浦漁港、坂越漁港及び岩見漁港）</p> <p><b>4 . 地域再生計画の目標</b></p> <p>西播磨地域は、兵庫県西部に位置し、4市4町で構成され、南は瀬戸内海、西は岡山・鳥取両県、東は中播磨地域に隣接し、県全体の約1/5を占める広大な地域で</p>

ある。臨海部には、赤穂市、相生市、たつの市があり、リアス式の自然性の高い海岸や、大小の島々が織りなす風景が美しい瀬戸内海に面し、漁業とともに海水浴や潮干狩りが盛んなほか、一部にリゾート施設等が立地している。

歴史をふりかえれば、天平年間（729～748年）行基により、瀬戸内海航路の基盤として、ほぼ一日航程の間隔で、「泊」（とまり）が配置され、瀬戸内海海運の拠点として賑わいを見せてきた。また、これらの「泊」の間に「風待ちの港」や「潮待ちの港」として「津」（つ）、「浦」（うら）が発達し、地域の交流拠点として栄えた。この地域においても、室生泊（たつの市室津漁港）那波の浦（相生港）坂越浦（坂越港）福浦（福浦漁港）などがあげられる。また、中世期には天然干潟を利用した製塩業が発達してきた。

近代以降、これらの「泊」、「津」、「浦」をはじめ、製塩業も衰退していくなかで、代わりに天然の良港を活用した重化学工業の立地が進み、高度経済成長の中で日本経済を支えてきた。しかしながら、近年の産業構造の変化や長期化する日本経済の低迷の中で、重化学工業も縮小合理化が進むとともに、少子高齢化の中で漁業者も次世代育成が進まず、臨海部の地域全体に活力が失われてきている。

このような背景のもとに、西播磨地域の地方港湾、漁

ある。臨海部には、赤穂市、相生市、たつの市があり、リアス式の自然性の高い海岸や、大小の島々が織りなす風景が美しい瀬戸内海に面し、漁業とともに海水浴や潮干狩りが盛んなほか、一部にリゾート施設等が立地している。

歴史をふりかえれば、天平年間（729～748年）行基により、瀬戸内海航路の基盤として、ほぼ一日航程の間隔で、「泊」（とまり）が配置され、瀬戸内海海運の拠点として賑わいを見せてきた。また、これらの「泊」の間に「風待ちの港」や「潮待ちの港」として「津」（つ）、「浦」（うら）が発達し、地域の交流拠点として栄えた。この地域においても、室生泊（たつの市室津漁港）那波の浦（相生港）坂越浦（坂越港）福浦（福浦漁港）などがあげられる。また、中世期には天然干潟を利用した製塩業が発達してきた。

近代以降、これらの「泊」、「津」、「浦」をはじめ、製塩業も衰退していくなかで、代わりに天然の良港を活用した重化学工業の立地が進み、高度経済成長の中で日本経済を支えてきた。しかしながら、近年の産業構造の変化や長期化する日本経済の低迷の中で、重化学工業も縮小合理化が進むとともに、少子高齢化の中で漁業者も次世代育成が進まず、臨海部の地域全体に活力が失われてきている。

このような背景のもとに、西播磨地域の地方港湾、漁

港の連携を図り、海を中心とした交流を喚起することにより、かつての「泊」や「津」の賑わいを取り戻し、地域を活性化していくことが求められる。

このため、西播磨地域の中核港である相生港において、クルージング船やビジターヨットだけでなく離島（家島群島）からの生活用海上交通の利用拡大を図るための係留施設等を整備し、背後の商業施設との一体的な活用を図る。

また、相生港においては、カキ養殖業、岩見漁港においては、のり養殖、小型底びき網漁業を中心とする水産業が地域の基幹産業となっているが、水産物の陸揚げ係留施設及び漁港施設用地が不足していることから、漁業活動に支障をきたしている。このため、係留施設、用地、輸送施設等の整備を行い、漁業就労環境の向上及び水産物生産コストの低減を図り、水産業の振興を核とした地域の活性化を図る。

あわせて地方港湾や漁港に散在する放置艇の係留施設を整備し、公共用水域の適正な利用を図ることにより、漁業活動及び港湾活動の効率化を実現するとともに、これを活用したビジターベースネットワークを形成して現代版「津」の交流拠点とし、海洋性レクリエーション振興を通して、都市と漁村の交流促進や、西播磨地域全体の活性化を図っていく。

**（目標1）域内放置艇隻数 1, 1 1 1 隻 0 隻**

港の連携を図り、海を中心とした交流を喚起することにより、かつての「泊」や「津」の賑わいを取り戻し、地域を活性化していくことが求められる。

このため、西播磨地域の中核港である相生港において、クルージング船やビジターヨットだけでなく離島（家島群島）からの生活用海上交通の利用拡大を図るための係留施設を整備し、背後の商業施設との一体的な活用を図る。

また、岩見漁港においては、のり養殖、小型底びき網漁業を中心とする水産業が地域の基幹産業となっているが、水産物の陸揚げ係留施設及び漁港施設用地が不足していることから、漁業活動に支障をきたしている。このため、係留施設、用地並びに輸送施設等の整備を行い、漁業就労環境の向上と水産物生産コストの低減を図り、水産業の振興を核とした地域の活性化を図る。

あわせて地方港湾や漁港に散在する放置艇の係留施設を整備し、公共用水域の適正な利用を図ることにより、漁業活動及び港湾活動の効率化を実現するとともに、これを活用したビジターベースネットワークを形成して現代版「津」の交流拠点とし、海洋性レクリエーション振興を通して、都市と漁村の交流促進や、西播磨地域全体の活性化を図っていく。

**（目標1）域内放置艇隻数 1, 1 1 1 隻 0 隻**

(目標2) 相生港係留施設 利用隻数 0隻/年  
300隻/年

(目標3) 安全係留可能施設を2港(相生港、岩見漁港)において整備する

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

- ・西播磨地域の中核港湾である相生港において不定期船等が係留できる係留施設を整備し、「あいおい海の駅」(仮称)として兵庫県「海の駅」に登録する。
- ・赤穂港、坂越港、坂越漁港、福浦漁港、岩見漁港においてプレジャーボートを収容する係留施設を整備し、放置艇を整理・適正係留する。赤穂港においては来訪者用の緑地も整備する。
- ・各港湾管理者が連携して空きバースを一時的にビジター利用できるよう運用するなど各港のビジター係留施設を連携して、古代の「津」の交流・賑わいネットワークを形成し、瀬戸内マリントーリズムの一環として、瀬戸内海一円の海洋レジャーツーリング客の誘致を図るための啓発事業を行う。
- ・相生港、岩見漁港において、水産振興を図るため、

(目標2) 相生港係留施設 利用隻数 0隻/年  
300隻/年

(目標3) 安全係留可能施設を1漁港(岩見漁港)において整備する

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

- ・西播磨地域の中核港湾である相生港において不定期船等が係留できる係留施設を整備し、「あいおい海の駅」(仮称)として兵庫県「海の駅」に登録する。
- ・赤穂港、坂越港、坂越漁港、福浦漁港、岩見漁港においてプレジャーボートを収容する係留施設を整備し、放置艇を整理・適正係留する。赤穂港においては来訪者用の緑地も整備する。
- ・各港湾管理者が連携して空きバースを一時的にビジター利用できるよう運用するなど各港のビジター係留施設を連携して、古代の「津」の交流・賑わいネットワークを形成し、瀬戸内マリントーリズムの一環として、瀬戸内海一円の海洋レジャーツーリング客の誘致を図るための啓発事業を行う。
- ・岩見漁港において、水産振興を図るため、防波堤、

防波堤、護岸、係留施設、漁港施設用地、輸送施設、緑地を整備する。

**5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業  
港整備交付金を活用する事業**

**[ 施設の種類 (事業区域) 事業主体 ]**

- ・ 港湾施設 (相生港、赤穂港、坂越港)  
兵庫県
- ・ 漁港施設 (坂越漁港、福浦漁港、岩見漁港)  
赤穂市、たつの市

**[ 整備量 ]**

**( 港湾施設 )**

- ・ 相生港 係留施設、防波堤、護岸、緑地
- ・ 赤穂港 係留施設、緑地

- ・ 坂越港 係留施設

**( 漁港施設 )**

- ・ 坂越漁港 係留施設
- ・ 福浦漁港 係留施設
- ・ 岩見漁港 防波堤、護岸、係留施設、輸送施設、漁港施設用地

**[ 事業期間 ]**

護岸、係留施設、漁港施設用地、輸送施設を整備する。

**5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業  
港整備交付金を活用する事業**

**[ 施設の種類 (事業区域) 事業主体 ]**

- ・ 港湾施設 (相生港、赤穂港、坂越港)  
兵庫県
- ・ 漁港施設 (坂越漁港、福浦漁港、岩見漁港)  
赤穂市、たつの市

**[ 整備量 ]**

**( 港湾施設 )**

- ・ 相生港 係留施設 (浮棧橋)
- ・ 赤穂港 係留施設 (浮棧橋)、緑地、係留施設

- ・ 坂越港 係留施設

**( 漁港施設 )**

- ・ 坂越漁港 係留施設
- ・ 福浦漁港 係留施設
- ・ 岩見漁港 防波堤、護岸、係留施設、輸送施設、漁港施設用地

**[ 事業期間 ]**

- ・ 港湾施設 平成17年度～20年度
- ・ 漁港施設 平成18年度～21年度

**[ 港整備交付金の事業費 ]**

- ・ 港湾施設 1,480,000 千円 (うち交付金 595,000千円)
- ・ 漁港施設 820,000 千円 (うち交付金 410,000 千円)
- ・ 合計 2,300,000千円

なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による

5 - 3 (略)

6 ~ 8 (略)

- ・ 港湾施設 平成17年度～19年度
- ・ 漁港施設 平成18年度～21年度

**[ 港整備交付金の事業費 ]**

- ・ 港湾施設 780,000 千円 (うち交付金 315,000千円)
- ・ 漁港施設 820,000 千円 (うち交付金 410,000 千円)
- ・ 合計 1,600,000千円

なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による

5 - 3 (略)

6 ~ 8 (略)